

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第392号	(水大気環境課)	1
○救急病院の申出の撤回	第393号	(医務課)	2
○救急病院の認定	第394号	(同)	2

### 公告

○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	2
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	3
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	3
○土地区画整理組合の定款の変更認可 (知多新南土地区画整理組合)		(同)	3
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	4
○開発行為の協議成立に基づく工事完了		(同)	4

## 告示

愛知県告示第392号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
日進市岩崎町阿良池12番1の一部で次の図に示す区域(面積14.9㎡)	砒素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び尾張県民事務所環境保全課において閲覧に供する。)

愛知県告示第393号

次の救急病院から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める協力の申出を撤回する旨の届出があった。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	申出撤回年月日
藤田医科大学岡崎医療センター	岡崎市針崎町字五反田1番地	令和7.9.12

愛知県告示第394号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院を認定した。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	認定年月日	認定有効期限
藤田医科大学岡崎医療センター	岡崎市針崎西2丁目6番地1	令和7.9.13	令和10.9.12

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社しまむら  
さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号  
代表取締役 高橋維一郎
  - (2) その他大規模小売店舗を設置する者  
1名（縦覧による）
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）N F タウン甚目寺  
あま市甚目寺山之浦146番地1の一部ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年4月14日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項	概 要		
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ユタカファーマシー	
	代表者の氏名	代表取締役 浅井 家康	
	住所	岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1	
	その他小売業を行う者	1名（縦覧による）	
店舗面積の合計	2,093㎡		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	89台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	17台

施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	90㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	19.44㎡
	小売業を行う者の開店時刻	午前8時（一部午前10時）	
	小売業を行う者の閉店時刻	翌午前0時（一部午後8時）	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から翌午前0時30分まで		
駐車場の自動車の出入口	数	5箇所	
	位置	縦覧による	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間		

5 届出の日

令和7年8月13日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年9月16日（火）から令和8年1月16日（金）まで（日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を小牧市役所に掲示した。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
小牧市大字林字元地1554の2	大栗 久雄
小牧市大字林字元地1556の1、1556の2、1556の3及び1556の4	岩田 敬子
同	加藤 正雄
同	加藤 武雄

2 通知の要旨

令和7年農林水産省告示第574号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、日進赤池箕ノ手土地区画整理組合から就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

山田 鎔司 日進市赤池町西組51

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

1 組合の名称

知多新南土地区画整理組合

2 事務所の所在地

知多市新知字大橋10-1

- 3 設立認可の年月日  
平成31年4月16日
- 4 変更認可の年月日  
令和7年9月16日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-163	令和 7. 2. 6	栗原 悠佳	日進市岩崎台二丁目417-1	日進市本郷町御器街道8

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の協議が成立して同法第29条第1項の規定に基づく許可があったものとみなされる開発行為に関する工事は完了した。

令和7年9月16日

愛知県知事 大村 秀章

協議成立 番 号	協議成立 年 月 日	協議をした者の氏名	協 議 を し た 者 の 住 所	開発区域に含まれる地域の名称
7尾建 96-40	令和 7. 6. 11	愛知県公営企業管理者 企業庁長 権田 裕徳	名古屋市中区三の丸三丁目1-2	豊明市沓掛町明和5ほか17筆の全部及び56-1ほか4筆の各一部、沓掛町柿ノ木1ほか54筆の全部及び42-3ほか3筆の各一部、沓掛町中川1ほか13筆の全部及び2-2ほか9筆の各一部、沓掛町下高根395の一部並びに沓掛町小所208ほか40筆の全部並びに270及び279の各一部